

基本理念：自然と人との共生
基本目標 8 水環境を守ろう

「水環境を守るための課題」

現状及び問題点

- 中津川市は周囲を山々に囲まれており、環境の基盤となるのは水循環です。
- 水環境を守るためには、森林の保全や農地の管理など多面的な取り組みが必要です。

- ◎水を大切にすることが重要な課題です。
- ◎森林や農地など、水を取り巻く環境を守ることが重要な課題です。

基本目標：水環境を守ろう
個別目標 8-1 水を大切にしよう

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活で節水に心がけます。 ・雨水を貯留し、庭木や鉢花に散水するなど雨水の有効利用に心がけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動で節水に心がけます。 ・雨水を貯留し、庭木や鉢花に散水するなど雨水の有効利用に心がけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・節水の意識啓発に努めます。 ・公共施設において、<u>雨水貯留・浸透施設</u>※を設けることにより、雨水の有効利用を市民や事業者呼びかけます。

「参考資料」

参考内容	現状等（平成17年度）
○1世帯あたりの平均水道使用量	26.6m ³ / 月

外来種	人間によって意識的・無意識的に新しい場所に移動してきた生物のことをいいます。これらの生物は、気候や天敵、食べ物、繁殖力などの諸条件で新しい場所に適応し、在来生物に影響を与え、地域の生態系を崩す原因になっています。日本ではアメリカザリガニやブラックバス、セイタカアワダチソウなどの動植物が挙げられます。
希少野生動植物	広義には、日本国内で生息又は生育し、絶滅のおそれのある野生動植物のことをいいますが、狭義には、合わせて国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅の恐れのある野生動植物種であって、ともに法律（絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律及び関連法令）で定められているものをいいます。
鳥獣保護区 銃猟禁止区域	野生の鳥や動物を守るために、環境大臣又は知事が指定している区域のことをいいます。銃器を使用した鳥獣の捕獲にともなう危険防止などのために、県知事の指定により銃猟を禁止又は制限している区域のことをいいます。
休猟区	狩猟鳥獣の数が少なくなっている場合に、数を増やす必要があると認められるとき、県知事の指定により捕獲が年数を限って禁止される区域のことをいいます。
天然記念物	文化財保護法や地方公共団体の条例によって指定された、学術上価値の高い動植物・地質・鉱物などのことをいいます。
雨水貯留・浸透施設	雨水の有効活用や保水・遊水機能の維持などのために、雨水を積極的に貯留したり、浸透させる施設のことをいいます。

基本目標：水環境を守ろう
個別目標 8-2 水を取り巻く環境を守ろう

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・中津川市が水源地であるという認識を深めます。 ・身近な水環境の現状について認識を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中津川市が水源地であるという認識を深めます。 ・身近な水環境の現状について認識を深めます。 ・水資源を守るため、間伐や下刈りなどにより山林を守ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の<u>かん養機能</u>※を持つ農地や、森林の役割を啓発するとともにその保全に努めます。 ・親水性に配慮した河川整備など、水辺の整備を進めます。 ・環境に配慮した砂防計画を進めます。



水源のかん養機能

枯れ葉や枯れ枝が積もってきた土壌が、雨水をスポンジのようにためこみ、地下へ少しずつ水を浸透させる働きのことをいいます。農地においては、雨水を一時的に貯留して徐々に下流域に流すため、一度に流れてしまうのを防いでいます。

基本理念：自然と人との共生
基本目標 9 自然とふれあおう

「自然とふれあうための課題」

現状及び問題点

- 市民アンケートでは、多くの市民が川や池など自然とふれあえる場所が少ないと感じています。
- 多くの市民が自然公園や親水公園などの自然とのふれあいができる場所の整備を望んでいます。

- ◎市民が自然とふれあえる場所を確保することが重要な課題です。
- ◎河川水辺や樹林地など、自然とふれあえる場所を整備することが重要な課題です。

基本目標：自然とふれあおう
個別目標 9-1 自然とふれあう機会をつくろう

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあえるイベントなどに参加・協力するとともに、企画運営に努めます。 ・自然とふれあい、親しむことができる市民の森や公園、遊歩道などを利用します。 ・学習講座などに参加し、自然とのふれあい方を学習します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあえるイベントの企画や、参加・協力に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあい、親しむことのできる野外学習の場の整備を進めます。 ・自然の大切さ、ふれあうマナーについての意識啓発を進めます。

「環境指標と数値目標」

環境指標と数値目標(基本目標の達成状況を測る目安)を、以下のとおり定めます。

「市(行政)の環境指標及び数値目標等」

環境指標	現状等(平成17年度)	数値目標等
○体験会(キャンプ等)実施校数	15校	19校
○市民1人当たりの都市公園等面積	8.86㎡/人	9.29㎡/人
○都市公園数	27カ所	28カ所(累計)
○親水施設 [※]	8カ所	8カ所(累計)

「親水施設」：子供の水遊びなどに利用できる、水と親しめる河川や公園などの施設のことをいいます。



基本理念：自然と人との共生
基本目標 10 農地を保全し、多面的機能を確保しよう



「農地を保全し、多面的機能を確保するための課題」

現状及び問題点

- 市街地が拡大し、農地が減少しています。
- 休耕田などの荒廃化が進んでいます。
- 農地の転用は増加傾向にあり、保水機能などの農地の多面的機能[※]が損なわれはじめています。

- ◎農地を保全し、遊休農地を有効活用することが重要な課題です。
- ◎農地の多面的機能を維持することが重要な課題です。



〔農地の多面的機能〕：農地の生産機能に加えて、水源かん養機能や洪水防止機能などのことをいいます。

基本目標：農地を保全し、多面的機能を確保しよう
個別目標 10-1 農地を守ろう

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・地元の農産物について認識を深めるとともに、<u>地産地消</u>※に努めます。 ・農地を活用したイベントに参加し、農業への親しみを深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者を育てます。 ・農作業の組織化・共同化など農業経営の改善に努めます。 ・農地を活用したイベントを開催します ・環境への配慮を商品の付加価値とした<u>環境保全型農業</u>※への取組みを進めます。 ・農機具や農業資材は、環境に配慮した製品の使用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地の集積・農作業の組織化・共同化など農業経営の改善を支援します。 ・地産地消を奨励します。 ・農業後継者の養成や新規営農者の育成を支援します。 ・農地を活用したイベントや、学校への農地の貸し出し(子供の農業への意識啓発)など、市民が直接農業とふれあえる場が提供できるよう支援します。 ・農薬や化学肥料の減量化(<u>ぎふクリーン農業</u>※)、<u>有機無農薬栽培</u>※などの環境保全型農業を促進します。

「環境指標と数値目標」

環境指標と数値目標(基本目標の達成状況を測る目安)を、以下のとおり定めます。

「市(行政)の環境指標及び数値目標等」

環境指標	現状等(平成17年度)	数値目標等
○農用地面積(農振農用地域※)	4,192ha	4,000ha
○学校農園数(借地含む)	14校	20校
○環境保全型農業に取り組む農家数	35戸	120戸

基本目標：農地を保全し、多面的機能を確保しよう
個別目標 10-2 農地の多様な働きをいかそう

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・洪水防止や土壌の浸食、土砂崩壊防止をはじめ、生物の生息場所など多様な働きを持つ農地の保全に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水防止や土壌の浸食、土砂崩壊防止をはじめ、生物の生息場所など多様な働きを持つ農地の保全に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水防止や土壌の浸食、土砂崩壊防止をはじめ、生物の生息場所など多様な働きを持つ農地の重要性の啓発を図ります。

地産地消	地域で生産された産物を、その地域で消費するという考え方や取組みのことをいいます。生産物の移動に伴うエネルギーの消費、流通コストを抑えることができ、直売所などを利用した販売や理解を深めるための生産者と消費者の交流活動などの取組みがあります。
環境保全型農業	農業が本来もつ環境保全機能をいかし、堆肥を使用した土づくりや化学肥料や農薬を減らすなどの、生産性と環境との調和を考えた農業のことをいいます。
ぎふクリーン農業	岐阜県が推奨している、農業が本来もつ環境保全機能をいかし、化学肥料や農薬などを減らす(30%以上削減)などの、生産性と環境との調和を考えた農業のことをいいます。
有機無農薬栽培	堆肥などの有機肥料を使い、農薬を使わないで栽培する、化学肥料や農薬に依存しない栽培法のことをいいます。
農振農用地域	農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図ることが必要である地域について、一定の条件を満たすもので都道府県知事が指定する地域)内の農用地のことをいいます。



基本理念：自然と人との共生
**基本目標 11 歴史的資源と文化遺産を保全し、
 今の生活に活用しよう**



「歴史的資源と文化遺産を保全し、今の生活に活用するための課題」

現状及び問題点

- 市内には縄文時代の埋蔵文化財※、中山道の面影を残す貴重な建築物、苗木藩にまつわる史跡※など、歴史・文化を伝える遺産が多く残されています。
- 県指定の無形文化財※「恵那文楽」をはじめとして地歌舞伎、踊り、太鼓などの伝統芸能が多く受け継がれています。
- 市内には恵那山や木曾川などの自然景観や棚田が美しい集落景観、旧玉蔵橋の橋脚や北恵那鉄道木曾川鉄橋、旧中山道の面影を残す歴史的景観、さらに広い街路の中心市街地や国道19号の沿道サービス地区、工業団地などの都市景観があります。

◎市内に残る伝統文化の継承、文化財の保存と活用が重要な課題です。
 ◎市内に残る歴史的街並み景観を保全することが重要な課題です。
 ◎地域の景観特性に配慮した中津川市らしい都市景観を形成していくことが重要な課題です。



埋蔵文化財	土地に埋蔵されている有形文化財のことをいいます。具体的には、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡、土器、石器、木器、金属器、瓦などであり、いずれも土地と深いかかわりを持っているもので、旧石器時代遺跡から近世遺跡まで、人類が残した地中の痕跡を指します。
史跡	歴史的に重要な場所や遺跡、建物などのことをいいます。
無形文化財	文化財保護法で規定された、日本の伝統的な芸能、祭事や工芸技法などの形のない文化財のことをいいます。

基本目標：歴史的資源と文化遺産を保全し、今の生活に活用しよう
個別目標 11-1 歴史的なまちなみを保ちいかそう

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
<ul style="list-style-type: none"> 市の歴史や文化について知識を深めます。 地域の歴史や文化に関心を持ち、史跡や文化財の保護とその景観の保全などに協力します。 地域の自然景観や歴史的まちなみなどをいかした道づくりやまちづくりに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の歴史や文化について知識を深めます。 地域の歴史や文化に関心を持ち、史跡や文化財の保護とその景観の保全などに協力します。 地域の自然景観や歴史的まちなみなどをいかした道づくりやまちづくりに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡や文化財の保護、景観の保全に努めるとともに、その活用を進めます。 歴史的資源や文化遺産を活用したイベントなどを通して郷土の歴史や文化などの保護意識の啓発を図ります。 自然景観や歴史的まちなみなどをいかした道づくりやまちづくりを進めます。

「参考資料」

参考内容	現状等（平成 17 年度）
○指定文化財 [※] 件数	287 件
・有形文化財 [※]	115 件
・無形文化財	21 件
・史跡	77 件
・天然記念物	66 件
○埋蔵文化財包蔵地数	500 カ所

基本目標：歴史的資源と文化遺産を保全し、今の生活に活用しよう
個別目標 11-2 魅力ある都市景観をつくろう

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観に配慮し、良好な都市景観の向上を図る取組みに協力します。 家屋の新築、改築などに際しては、周辺の自然景観や都市景観に配慮します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観に配慮し、良好な都市景観の向上を図る取組みに協力します。 開発の際は、地域の良好で魅力ある自然景観や都市景観に配慮します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観に配慮し、良好な都市景観の向上のため、意識啓発を進めます。 良好な都市景観の形成に対する市民や事業者の自主的な取組みを支援します。 良好な景観形成を図るため、<u>景観条例[※]</u>、<u>サイン計画[※]</u>を検討します。

指 定 文 化 財	国の文化財保護法や、県や市の文化財保護条例で指定されている、学術的、歴史的に貴重な文化財のことをいいます。有形文化財・無形文化財・民族文化財・記念物・伝統的建造物群の 5 種類があります。
有 形 文 化 財 景 観 条 例	文化財保護法で規定された、建造物や絵画などの形ある文化財のことをいいます。自然的、歴史的、人文的に優れた景観を保全するために、建物の大きさや形、色などを規制する条例のことをいいます。多くの地方公共団体が、その地域独自の規定として設けています。
サ イ ン 計 画	景観を守るために、道路標識や看板などのデザインや配置の統一などを行う計画のことをいいます。

基本理念：環境づくり、まちづくり、一番大事な人づくり
 基本目標 12 みんなで環境について学ぼう

「みんなで環境について学ぶための課題」

現状及び問題点

○市民アンケートによると、多くの市民が環境学習などへの参加を希望しています。
 ○市内の小中学校における「総合的な学習の時間※」を活用した、環境をテーマとした教育・学習の取組みが始まっています。

- ◎環境教育・学習の体制づくりの整備が重要な課題です。
- ◎環境保全意識を高揚する対策が重要な課題です。

基本目標：みんなで環境について学ぼう
 個別目標 12-1 環境教育・学習の機会をつくろう

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する教育・学習・イベントなどを通じて、環境学習に取り組むよう心がけます。 ・自ら有する知識や技能などをいかし、環境学習の機会づくりに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内での環境教育を実施します ・環境教育・学習の場として事業所施設を提供するよう努めます。 ・自ら有する知識や技能をいかし、環境学習の機会づくりに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・学習のための場を整備するとともに、環境に関するイベントなどを開催します。 ・環境教育のための常設展示場を整備します。 ・学校教育における「総合的な学習の時間」などを活用して、環境学習の機会の確保に努めます。 ・環境教育の継続的・効果的な実施のための人材を育成し、確保するとともに、人材情報の提供に努めます。 ・市民やNPO※などの市民環境団体が行う環境に関する環境学習やイベントを支援します。

「環境指標と数値目標」

環境指標と数値目標(基本目標の達成状況を測る目安)を、以下のとおり定めます。

「市(行政)の環境指標及び数値目標等」

環境指標	現状等(平成17年度)	数値目標等
○小中学校の環境学習取組み校数	31校	31校
○清掃センターの見学	15校	19校
○こどもエコクラブ※	2クラブ	活動の推進

基本目標：みんなで環境について学ぼう
 個別目標 12-2 環境保全の意識を高めよう

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域において環境保全に関する話し合いの機会をもち、環境保全意識の高揚に心がけます。 ・毎月一日は「環境の日」とし、家庭で環境について考え、日常生活における環境保全意識の高揚に心がけます。 ・井戸端会議等を活用して、環境保全の意識を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する学習会などへの参加を奨励します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関するイベントなどを通して、広く環境保全意識の啓発を進めます。 ・<u>県民環境の日</u>※(毎月第2土曜日)に市民が環境について考え、行動できるように情報の提供や意識啓発を行います。 ・広報の環境コーナー等を充実させ、環境保全意識の啓発を進めます。



総合的な学習の時間	地域や学校、子どもたちの実態に応じて特色ある教育活動が行える時間や、国際理解、情報、環境、福祉と健康などの従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行える時間として新たに設けられた学習時間のことをいいます。
N P O	継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間の組織(民間非営利組織 Non-Profit Organization)のことをいいます。組織活動からあがる利益は構成員に分配せず、団体の活動目的を達成するための費用に充てられます。NPO法人という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人を指しますが、単にNPOという場合、法人格の有無は関係ありません。
こどもエコクラブ	地域において環境に関する活動や学習を行う小、中学生のグループのことをいいます。平成7年から環境省が活動を支援しています。
県民環境の日	県民や事業者が環境についての関心と理解を深め、環境保全活動への意欲を高める機会とするために、岐阜県が岐阜県環境基本条例第8条で定めた日(毎月第2土曜日)のことをいいます。

基本理念：環境づくり、まちづくり、一番大事な人づくり
基本目標 13 みんなで環境を守る行動をしよう

「みんなで環境を守る行動をするための課題」

現状及び問題点

- 市内では身近な自然環境の保全やごみ問題などに取り組むNPOや市民団体が増えてきています。
- 環境への取組みは各々に取り組んでいる場合が多く、総合的な取組みとしての連携は十分とはいえません。
- 多くの市民は市民、事業者、市が連携して環境保全に積極的に取り組むことを望んでいます。
- 事業所アンケートによると、事業者の多くは、市に対し、環境保全活動への支援を望んでいます。

- ◎環境保全活動のための各種団体間の連携体制づくりが重要な課題です。
- ◎環境に関する活動やイベント情報の提供体制を整備することが重要な課題です。



基本目標：みんなで環境を守る行動をしよう
個別目標 13-1 環境保全活動を進めよう

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・NPOなどの市民環境団体や市が主催する環境保全に関する活動やイベントに積極的に参加・協力します。 ・みんなで協力しあい自ら環境保全活動を考え、実践します。 ・地域の環境保全活動などに積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOなどの市民環境団体や市が主催する環境保全に関する活動やイベントに積極的に参加・協力します。 ・環境保全活動を企画し、実践します。 ・地域の環境保全活動などに積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境保全活動を支援します。 ・NPOなどの市民環境団体との連携を図ります。 ・環境保全に関する市民活動や交流の場を整備します。 ・市自らが率先して環境保全に関する行動を実践し、その結果を報告します。

「参考資料」

参考内容	現状等（平成 17 年度）
○市内一斉清掃	2 回／年

基本目標：みんなで環境を守る行動をしよう
個別目標 13-2 環境ネットワークをつくろう

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動に関する積極的な情報交換を継続的に行います。 ・NPOなどの市民環境団体や市民の環境保全への取組みに関する情報交換に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動に関する積極的な情報交換を継続的に行います。 ・事業者間の環境保全への取組みに関する情報交換に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する情報を収集・整備し、提供します。 ・環境ネットワークを構築し、推進します。

ISO 14001 企業などが環境保全のための行動を計画、実行、評価するために方針や目標、計画などを定め、これを実行、点検して見直すシステムのことで、国際標準化機構 (ISO: International Organization for Standardization) が国際規格化したものをいいます。

基本理念：私の一歩が地球を救う
基本目標 14 地球環境について学び、考え、身近なところから行動しよう

「地球環境について学び、考え、身近なところから行動するための課題」

現状及び問題点

- 今日の環境問題は、身近な地域の環境だけでなく、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少、野生生物種の減少、砂漠化*、有害廃棄物の越境移動*など、私たち人類を含めた生物の存在を脅かす規模の広がりを見せています。
- 特に、地球温暖化の防止については、国全体での温室効果ガスの排出削減目標*が示され、速やかな対応が求められています。
- 市民アンケートでは、多くの市民が地球温暖化などには関心を示していますが、「砂漠化や熱帯林の減少」などの問題に対する関心度は低い結果になっています。

- 地球環境問題に関する市民の意識啓発が重要な課題です。
- 地域でできる地球環境を保全するための活動が重要な課題です。

基本目標：地球環境について学び、考え、身近なところから行動しよう
個別目標 14-1 地球環境問題への理解を深め、そして行動しよう

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
・地球環境問題の現状や原因を学び、できる事を一つ一つ実践していきます。	・地球環境問題の現状や原因を認識し、できる事を一つ一つ実践していきます。	・地球環境問題についての意識啓発に努めます。 ・地球環境問題に関する情報を収集・整理し、提供します。

砂 漠 化	干ばつなどの自然的な原因のほか、過剰な放牧や耕作、薪炭材の過剰な採取などにより、土地が砂漠になることをいい、地球規模で進んでいます。毎年地球上では、約600万ha(ほぼ九州と四国の合計面積)の土地が砂漠になっているといわれています。
有害廃棄物の越境移動	廃棄物の発生量の増加や複雑化にともない、自国以外の処理しやすい場所に廃棄物を移動して処理することをいいます。廃棄物の有害性の高さや受入先で適正に処理されないことなどの問題があります。
温室効果ガスの排出削減目標	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を少なくするための目標値のことをいいます。京都議定書では具体的な数値目標が定められており、日本は平成20年(2008年)から平成24年(2012年)の第一約束期間における総排出量を、平成2年(1990年)レベルから6%削減することが定められています。

基本目標：地球環境について学び、考え、身近なところから行動しよう
個別目標 14-2 地球環境保全対策を進めよう

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・環境家計簿などを活用して、二酸化炭素の排出を少なくしていきます。 ・環境に優しい運転(エコドライブ※)を実践します。 ・フロンガス※使用機器の適正な処分に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・節電や省エネルギーなどに努め、事業活動に伴い排出される二酸化炭素を少なくしていきます。 ・環境マネジメントシステム※の構築を目指します。 ・フロンガス使用機器の適正な処分に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止への市民や事業者の自主的な取組みを支援します。 ・事業者の環境マネジメントシステムの構築を支援します。 ・エネルギー対策や公共交通機関の利用促進などを積極的に進めます。 ・環境家計簿の普及などにより市民の取組みを支援します。

「参考資料」

参考内容	現状等（平成 17 年度）
○環境家計簿	ホームページに掲載・環境フェスタで紹介
○ISO14001※認証取得事業所	49 事業所（累計）

基本目標：地球環境について学び、考え、身近なところから行動しよう
個別目標 14-3 国際的な環境保全に協力しよう

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全団体などが行う国際的な活動やイベントに参加・協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境分野での海外への技術者の派遣や、海外からの研修生などの受入れに協力します。 ・環境に関する国際的な活動やイベントに参加・協力します。 ・事業の海外展開の際は、相手国の環境保全に配慮します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境分野での国際協力・活動を行う個人・団体を支援します。 ・環境保全に関する国際交流・国際協力に努めます。

「参考資料」

参考内容	現状等（平成 17 年度）
○環境分野における国際交流	市民海外研修 1 回／年

エコドライブ	不必要なアイドリングをやめることや、経済速度での走行、急発進や急加速、急停車などの燃料の無駄使いを止め、環境にやさしい運転をすることをいいます。省エネ運転や、スマートドライブともいいます。
フロンガス	メタンなどの炭化水素に塩素やフッ素が結合してつくられるクロロフルオロカーボン(CFC)などの化学物質のことをいいます。人体に影響がなく化学的に安定しているため、冷蔵庫やクーラーの冷媒やスプレー噴霧剤などに使われていましたが、オゾン層を破壊する原因になるなどの問題があり、現在は製造が禁止されています。
環境マネジメントシステム	企業などが環境保全のための行動を計画、実行、評価するために方針や目標、計画などを定め、これを実行、点検して見直すシステムのことをいいます。代表的なものには、国際規格である ISO14001 があります。

